

## 議会議案第3号

### 新型コロナウイルス感染症による経済への影響緩和を 図る大規模な経済対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言するなど、国際的な脅威となっている。国においては、国内における感染拡大を防止するため、これまでの水際対策、国内感染症対策に加え、学校の一斉臨時休校やイベントの中止など踏み込んだ対応を行っている。

一方、感染症の拡大防止策により、保護者の休職に伴う所得の減少や、学校給食休止、各種イベントの自粛による売上げの減少が生じているほか、感染症の拡大に伴い、飲食業や観光関連産業ではキャンセルが相次ぎ、製造業や建設業で部品や建築資材の調達が困難となり、生産活動や工事進捗などに影響することが懸念されるなど、地域経済への影響が深刻化している。

先般、国の緊急対応策第2弾により、学校の臨時休校に伴って生じる課題への対応や中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応などが決定されており、迅速かつ確実な実施が求められる。

さらに、感染症による経済的影響が業種や地域又は国内外を問わず経済全体に幅広く及んでおり、歴史的に見ても厳しい状況にあり、今後も感染拡大防止策とともに地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、感染症が経済に与える影響に対し臨機応変に補正予算を組み、雇用の維持と事業の継続を最優先に必要な対策をちゅうちょなく講じていくことが重要である。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響緩和を図る大規模な経済対策を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

心身障害者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

こうした中、全国の自治体では重度心身障害者を対象とした心身障害者医療費助成制度を実施しているが、医療費助成制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、その対象や内容には自治体間格差が生じている。また、支給方法も窓口での負担のない現物給付と助成申請の手続きを要する償還払いに分かれており、とりわけ償還払いは一旦治療費を支払う経済的負担に加え、障害者の中には手続きが困難な方も多く、大きな負担となっている。

こうした状況にもかかわらず償還払いを行う自治体があるのは、現物給付による医療費助成を行う自治体に対して国が国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきである。

そもそも心身障害者医療費助成制度について、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきである。

よって、国におかれては、障害のある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書

国の地球温暖化対策については、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の目標達成のため、中長期計画として、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減、2050年までに80%削減などを目標として定め、革新的技術の開発を通じた環境と成長の好循環の実現に向け取り組みが進められている。

しかしながら、昨年令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風は、全国で記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、全国各地で甚大な被害が発生したところである。また、世界を見ても、熱波、干ばつ、洪水、海面上昇などが頻発し、多くの被害が出ており、その要因は地球温暖化などの気候変動の影響と言われている。

今後も、このような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されており、気候は今まさに非常事態に直面していると言える。

こうした中、本県でも、「いしかわ版環境ISO」など独自の取り組みを進めるとともに、クールシェアやウォームシェアの取り組みなどを行い、県民や事業者と一体となって地球温暖化防止を推進しているものの、地球温暖化対策は、我が国全体、さらには地球規模で取り組まなければならない問題であり、国内における国のリーダーシップに加え、国際社会で我が国が主導的な役割を果たしていくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、近年の気候変動を日本、さらには地球規模の非常事態であるとの認識に立ち、地球温暖化対策を充実・強化し、加速度的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

あて

持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代を、国民一人一人が生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で、安心して医療や介護を受けることができる社会の実現が求められる。

それには、地域に根ざした医療提供体制の構築が重要であり、とりわけ、かかりつけ医機能の拡充により地域包括ケアシステムを確立・強化し、医療が診断・治療のみならず予防と健康づくりに大きな役割を果たすことにより、健康寿命の延伸と社会保障の支え手の増加が期待できる。

また、過不足のない医療・介護を将来にわたり国民に提供し続けていくため、その担い手である医療従事者や医療機関の確保が不可欠であり、そのための十分な支援が必要となる。こうした取り組みにより、国民皆保険制度とかかりつけ医中心の医療提供体制が一体となった我が国の保険医療システムを長寿社会における医療モデルとして確立することが、国民に将来の安心を約束することにつながる。

よって、国におかれては、このような持続可能な医療・介護制度の確立に向けて、適切な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第7号

### 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援を 求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の問題として支援が行われてきたが、昨年度の内閣府の調査結果によって40歳以上64歳以下の広義のひきこもり状態にある人が推計で約61万人に上ることが明らかになり、社会に大きな衝撃を与えた。中高年のひきこもりには、厳しい就職環境に起因する就職氷河期世代の問題や、80歳代の親がひきこもり状態の50歳代の子と同居し、孤立する8050問題等の複合的な課題があり、必要な支援が届く体制を構築することが重要である。

国はこれまでも、「ひきこもり地域支援センター」での相談支援のほか、生活困窮者自立支援制度による支援等を行ってきたが、中高年のひきこもり状態にある人やその家族の特性を踏まえた上で、ニーズに応じたよりきめ細かな支援が必要となる。

よって、国におかれては、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援を講じるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 より身近な場所で個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援が行えるようアウトリーチ機能を強化し、そのための経費について新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年が参加しやすい居場所づくりや就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談支援等を行う市町のひきこもりサポート事業の強化を図ること。
- 3 複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう県市町がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	